

第 6164 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 3月 22日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ タックスハーフプランの満期保険金を受取った場合

Q : 被保険者を従業員、生存給付金及び満期保険金の受取人を事業主、死亡保険金の受取人を従業員の遺族とする生存給付金付養老保険に加入しました。支払保険料の1/2を必要経費(福利厚生費)に算入し、残りの1/2を資産計上(積立保険料)していますが、この保険の生存給付金及び満期保険金を受け取った場合は、どのように取り扱われますか？

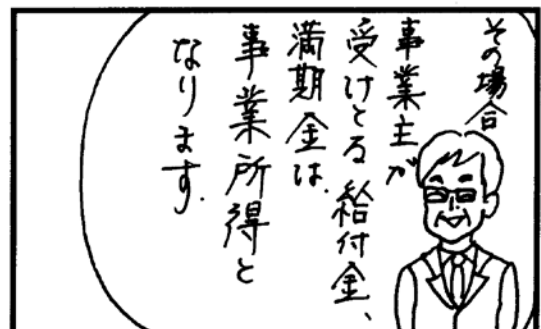
A : 生存給付金、満期保険金及び解約返戻金は、業務に関して受けるものと認められることから、一時所得ではなく、事業所得(事業付随収入)となります。

【解説】

生存給付金及び満期保険金は、事業主が支払った保険料のうち福利厚生費として必要経費に算入した部分に対応する死亡保険金その他特約として付加できる入院給付金などとは違い、積立保険料として資産計上している部分に対応する保険金です。

したがって、生存給付金を受領した場合には、積み立てた保険料のうち、生存給付金に対応する額(積立保険料の額を限度とする)を取り崩して事業所得の必要経費に算入することとなります。

なお、満期保険金を受領した場合には、積立保険料の残額を必要経費に算入することとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】